

藤沢市議会委員会条例の一部改正について
藤沢市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 16 日提出

議会運営委員会

委員長 桜 井 直 人

藤沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤沢市議会委員会条例（平成 15 年藤沢市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項中「財務部」の次に「，防災安全部」を加え，同表厚生環境常任委員会の項中「福祉部，保健医療部」を「福祉健康部」に改め，同表建設経済常任委員会の項中「土木部」を「道路河川部，下水道部」に改める。

附 則

この条例は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，藤沢市事務分掌条例の一部が改正されたことに伴い，常任委員会の所管事項を改正する必要がある。